

政令第二百五十二号

栄養士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

第十条第一号中「第十二条第一項」を「第十二条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第十三条中「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、」を削り、同条を第十二条とする。

第十四条中「、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、」を削り、同条を第十三条とする。

第十五条中「、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して」を削り、同条を第十四条とする。

第十六条第一項中「第十条又は第十一条」を「第九条又は第十条」に改め、同条第二項中「第十二条第一

項」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条中「、第八条第二項」を「並びに第八条第二項」に改め、「、第九条前段（第十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十三条から第十五条まで」を削り、同条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第十条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の項中「、第八条第二項」を「並びに第八条第二項」に改め、「、第九条前段（第十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十三条

から第十五条まで」を削る。